

さっぽろマチトモパートナー企業認定マーク使用基準

令和6年3月11日
札幌市市民文化局長決裁

(目的)

第1条 この基準は、さっぽろマチトパートナー企業認定マーク（以下「認定マーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における「認定マーク」とは、別紙に掲げるものとする。

(権利)

第3条 認定マークに関する権利は札幌市に帰属する。

(使用者)

第4条 さっぽろマチトモパートナー企業認定制度において認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、この基準に基づき、認定マークを使用することができる。

(使用目的)

第5条 認定企業は、認定マークを名刺、会社案内、ホームページ、広報資料その他これに類する用途で使用することができる。

(使用上の順守事項)

第6条 使用者は、認定マークの使用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定マークのデザイン、色、縦横比率の変更等の改変を行わないこと。なお、認定マークのデザイン等の詳細は別紙のとおりとすること。
- (2) 認定マークの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 認定マークの使用期間は、原則、認定を受けた期間のみとする。ただし、更新手続きの期間についてはこの限りではない。

(使用の差し止め)

第7条 札幌市は、認定マークの使用に関し、次の各号に該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、認定企業に対して是正や回収等の措置を求めることができる。認定企業は、使用許可が取り消された場合、取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために利用し、又は利用するおそれがあると

き。

- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 本事業の主旨・目的に照らして不相当と認められる、又は認められるおそれがあるとき。
 - (4) 料金を徴収するものについて、その金額が適正な範囲を超えているとき。
 - (5) その他使用が不適切であると認められるとき
- 2 札幌市は、前項の規定による使用許可の取消により使用者に生じた費用及び損害について、一切の責任を負わない。
 - 3 札幌市は、認定企業に認定マークの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(使用に起因する問題)

第8条 認定マークの使用に際して問題が生じた場合は、使用者が自己の責任のもと必要な措置を講ずることとし、札幌市は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、認定マークの使用に関して必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 認定マークデザイン

1 認定マーク カラー表示 <基本仕様>



2 認定マーク カラー表示・リバーズ表示







3 認定マーク モノクロ表示



4 認定マーク モノクロ表示・リバーズ表示

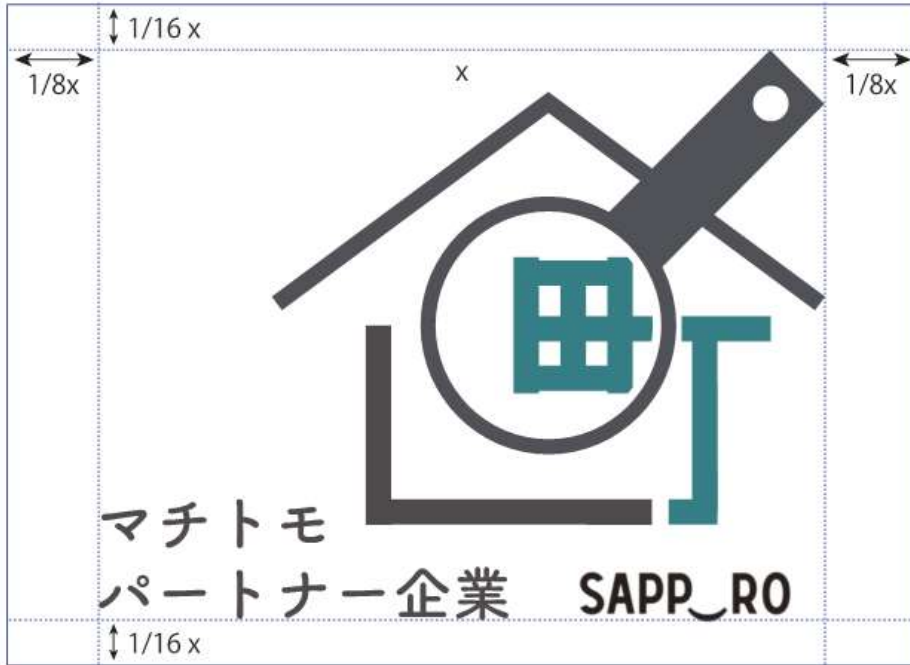


別紙 認定マーク カラー

	プロセスカラー (CMYK)	画面表示用近似色 (RGB)	画面表示用近似色 (WEB)
	C:0 M:0 Y:0 K:80	R:51 G:51 B:51	#333333
	C:82 M:40 Y:46 K:0	R:46 G:153 B:138	#2E998A
	C:0 M:0 Y:0 K:0	R:255 G:255 B:255	#FFFFFF
	C:0 M:0 Y:0 K:100	R:0 G:0 B:0	#000000

別紙 認定マーク アイソレーションエリア

認定マークの周囲にアイソレーションエリアを設ける。
青線の中に文字や図形、パターンを表示しないこと



別紙 認定マーク 表示例

カラー表示

明るい背景の場合



暗い背景の場合



写真背景の場合



モノクロ表示

明るい背景の場合



暗い背景の場合



写真背景の場合



別紙 認定マーク 使用禁止例



変形してはいけない



他要素をロゴの上に重ねてはいけない



ロゴの太さを変えてはいけない



ロゴの書体を変えてはいけない



指定色以外の色を使用してはいけない



アウトライン表示をしてはいけない



ロゴを切って表示してはいけない



規定外に文字組、バランスを変えてはいけない



不明瞭な表示をしてはいけない



タテ組表示をしてはいけない